

特命随意契約理由書

219

件 名	西神田コスモス館総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	西神田コスモス館の清掃・設備管理業務
選定理由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針(平成 19 年 12 月改訂)に基づき、令和 2 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 2 年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件、同金額で、令和 3 年度に限り契約の相手方に指定するものである。
契約の相手方	名 称 東京ビル整美株式会社 住 所 千代田区外神田一丁目 8 番 13 号
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	103,972,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日まで
担 当 課	子ども部子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

379

件 名	西神田保育園給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	西神田保育園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選定理由	<ol style="list-style-type: none"> 1. プロポーザル年度 令和2年度（令和3年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 繼続年数 初年度 4. プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	所在地 文京区本郷1-28-10 会社名 株式会社東京天竜
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	21,864,300 円（消費税を含む）
契約期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担当課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

217

件 名	千代田区ファミリーサポート・センター事業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	千代田区指定箇所
概 要	育児の支援を行いたいもの（以下「支援会員」という。）と育児の支援を受けたいもの（以下「依頼会員」という。）を会員として、千代田区ファミリー・サポート・センター事業を実施し、会員相互の支援活動の調整等を行うことにより、仕事を家庭の両立及び子育て家庭の支援を図る。
選 定 理 由	<p>下記法人は、すでに地域住民が相互に助け合うためのサービス業務として、ボランティアセンター・ふたばサービスや、子育てサロンなど地域に根差した同様の事業又は、子育て支援のノウハウを活用した事業を行っている。</p> <p>本事業の実施にあたっては、①依頼会員は在住者で、支援会員は在住・在勤・在学であるため、地域住民相互の援助活動を行っていること、また、②地域との連携業務を行っていることが必要である。これら条件については、それを満たすものが複数存在するが、千代田区内を活動拠点として全ての条件を満たすものが1者に特定されるものである。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	名 称 社会福祉法人千代田区社会福祉協議会 住 所 東京都千代田区九段南1-6-10
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	6,980,950円（消費税を含む） <small>※総額単価契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

242

件 名	千代田区営神保町高齢者住宅生活協力員業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	高齢者住宅の入居者が、在宅で自立した生活を送り、地域社会で孤立せずに生活を営めるよう支援を行う。
選定理由	下記業者は、ジロール麹町・ジロール神田佐久間町の運営法人であり、小規模特別養護老人ホームやグループホームを運営している。また、本高齢者住宅は、ジロール麹町からもジロール神田佐久間町からも支援を受けやすい立地にある。そのため、同一法人に委託することにより夜間・緊急時の対応や他の高齢者サービスの連携など、きめ細やかで迅速な対応が可能となる。よって、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 新生寿会 住 所 岡山県井原市木之子町2330
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,101,600 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 住宅課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

243

特命随意契約理由書

件 名	千代田区営淡路町高齢者住宅生活協力員業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	高齢者住宅の入居者が、在宅で自立した生活を送り、地域社会で孤立せずに生活を営めるよう支援を行う。
選 定 理 由	下記業者は、かんだ連雀の運営法人であり、特別養護老人ホームかんだ連雀及び高齢者あんしんセンター神田の運営法人である。また、本高齢者住宅は、かんだ連雀に近接している。そのため、同一法人に委託することにより夜間・緊急時の対応や他の高齢者サービスとの連携など、きめ細やかで迅速な対応が可能となる。よって、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 多摩同胞会 住 所 東京都府中市武蔵台1丁目10番地
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,618,600 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 住宅課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	会館施設予約システムの運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	会館施設予約システムを安全かつ良好な状態に保つための保守業務を行う。
選 定 理 由	<p>1 プロポーザル年度 平成29年度 (平成29年7月12日付29千神公出発第39号 平成30年度開始)</p> <p>2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号</p> <p>3 繼続年数 4年</p> <p>4 評価 良好なため</p> <p>本サービスで、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。</p> <p>以上の理由により、評価も良好なため、継続して下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 ジーウェイブ</p> <p>住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンB棟10階</p>
※ 契約年月日	令和3年4月 / 日
※ 契約金額	2,531,100 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	富士見出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

7/3

特命随意契約理由書

件 名	千代田区議会ペーパレス会議システム運用・管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	紙媒体を電子文書化し、クラウドサービスを利用したペーパレス会議システムの運用、管理および操作研修会を行う。
選定理由	<p>1.導入 令和2年度 課契約による随意契約</p> <p>令和元年5月の改選後に各会派に調査した「条件整備等検討会での検討項目」で、多数の議員からペーパレス化を推進すべきと意見があった。その後、令和元年7月から令和2年9月にかけて、条件整備等検討会のクラウドを使用したペーパレス化の推進の検討を踏まえ、下記事業者の開発したシステムの採用を決定した。</p> <p>本業務は、情報処理システム等の維持管理(運転、保守、監視、運用支援等を含む。)で、既設の情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。</p> <p>上記理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 東京インタープレイ株式会社 住 所 東京都中央区日本橋2-10-8 日本橋日光ビル7F
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,263,506 円 (消費税を含む) <small>* 税込額のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	区議会事務局
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

192

件 名	千代田区議会会議録検索システムの運用に係る業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	会議録検索システムは、区民等が積極的に区議会情報について、インターネットなどを通じ、本会議や委員会等の記録・資料閲覧を可能とする情報処理システムである。本業務では、当該システムの安全な運用及び保守を行う。
選 定 理 由	<ol style="list-style-type: none"> 導入 平成 8 年度 議員を主体とした議会活動条件整備等検討会において、開発事業者を選定し導入したものである。 本システムの維持管理は、既設の機器・設備・情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・修理等の対処が困難になり、業務履行が達成できない。 本システムは、下記事業者が開発した「Db サーチ／Web」というオリジナルソフトを採用しており、独自の専門的知識が無ければデータ作成や修正はできない。また、法的にも知的所有権で保護されている。 <p>なお、前年度の業務成績は良好である。また、議会のシステム見直しについては、現段階では見直しの議論に至っていない。</p> <p>上記理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称： 株式会社 大和速記情報センター</p> <p>住 所： 東京都港区新橋 5-13-1</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 / 日
※ 契約金額	2,790,700 円 (消費税を含む) <small>※総額単価契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
担 当 課	区議会事務局
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

198

件 名	千代田区戸籍証明書コンビニ交付システム保守業務
種 類	物 品：委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区本籍人がマイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末で戸籍証明書を取得できるよう、戸籍システムの保守を行う。
選定理由	<p>現行の戸籍システムの導入については、千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会において、日立製作所がシステム開発保守業者として選定された（平成10年8月7日付千地戸発第176号）。</p> <p>戸籍システム関連の業務は、日立製作所のグループ企業の下記業者が担当している。</p> <p>また、本件システムも下記業者が構築している。本件システムの保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社日立システムズ</p> <p>住 所 東京都中央区日本橋兜町1番4号</p>
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	5,497,800 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

276

件 名	千代田区公衆無線 LAN サービス提供業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	外国人観光客の増加や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技会の開催決定を踏まえ、国や東京都が公衆無線 LAN 整備を進める動きに合わせ、区民や来訪者・来街者への情報提供・発信のための公衆無線 LAN サービスの提供・管理を行う。
選 定 理 由	<p>平成 27 年度から、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社が提供するアプリケーション「Japan Connected-free Wi-Fi」で千代田区公衆無線 LAN サービス (CHIYODA Free Wi-Fi) を開始した。開始するために、アプリケーション提供事業所のグループ事業者である下記事業者にアクセスポイント等の環境整備の施工を実施した。</p> <p>本サービスで、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。</p> <p>以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 東日本電信電話株式会社</p> <p>住 所 東京都港区港南一丁目 9 番 1 号</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	37,395,600 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

271

特命随意契約理由書

件 名	千代田区高齢者あんしんセンター認知症地域支援推進業務（麹町）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区高齢者あんしんセンターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症初期集中支援事業を行うことで、生活圏域における早期からの総合的な認知症の人とその家族への支援を行うとともに認知症支援にあたる関係者の連携を促進する。
選 定 理 由	本業務は、地域支援事業における包括的支援事業（社会保障充実分）の認知症総合支援事業の柱となる事業であり、これまでに高齢者あんしんセンターに委託して実施してきた包括的支援事業と密接に関連する付帯的業務であり、一体的に行う必要がある。 このため、本業務は高齢者あんしんセンターの運営を受託している者以外では、契約の目的達成が極めて困難になることが明確であり、下記事業者は、令和2年度の業務成績が良好である。 以上の理由により、麹町地域で高齢者あんしんセンターの運営を受託している下記の法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名：社会福祉法人東京栄和会 所在地：東京都江戸川区葛西8-1-1
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	6,070,000（六千七百四十万）
委託期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

272

特命随意契約理由書

件 名	千代田区高齢者あんしんセンター認知症地域支援推進業務（神田）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区高齢者あんしんセンターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症初期集中支援事業を行うことで、生活圏域における早期からの総合的な認知症の人とその家族への支援を行うとともに認知症支援にあたる関係者の連携を促進する。
選 定 理 由	本業務は、地域支援事業における包括的支援事業（社会保障充実分）の認知症総合支援事業の柱となる事業であり、これまでに高齢者あんしんセンターに委託して実施してきた包括的支援事業と密接に関連する付帯的業務であり、一体的に行う必要がある。 このため、本業務は高齢者あんしんセンターの運営を受託している者以外では、契約の目的達成が極めて困難になることが明確であり、下記事業者は、令和2年度の常務実績が良好である。 以上の理由により、神田地域で高齢者あんしんセンターの運営を受託している下記の法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名：社会福祉法人多摩同胞会 所在地：東京都府中市武蔵台1丁目10番地
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	6,070,000
委託期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

181

件 名	千代田区国民健康保険医療費分析等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区国民健康保険のレセプトデータと特定健診データを突合し、分析を行い、千代田区国民健康保険医療費の現状を的確に把握する。この分析結果を踏まえ、対象者に特定健診受診勧奨通知・医療機関受診勧奨通知・ジェネリック医薬品利用差額通知等を行う。 なお、本業務委託は平成 26 年度から開始した。
選定理由	下記事業者は、傷病名ごとに薬剤、検査、処置等を点数分解、グループ化して正確に分析・集計を行う医療費グルーピング技術（特許第 4312757 号）を有している。また、糖尿病の重症化による人工透析患者の増を抑制するため、病期階層化によって精度の高い分析を行い、対象者を抽出できる技術も有している。これらによる分析により、医療費の抑制を図ることができる。 さらに、平成 30 年 3 月に策定した、「国民健康保険保健事業の実施計画（第 2 期データヘルス計画）」でも、本業務で作成したデータベースを使用しており、計画の検証を行ううえで、密接不可分の業務となっている。 このため、契約の目的を達成するためには、能力その他複数の条件を満たすことが必要であり、一つ一つの条件についてはそれを満たすものは複数存在するが、全ての条件を満たす者が 1 者に特定される。 以上の理由により、上記実施計画が終了するまで下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社データホライゾン 住 所 広島県広島市西区草津新町一丁目 21 番 35 号 広島ミクシス・ビル
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	15,162,950 円（消費税を含む） <u>※総額並びに契約のため、契約金額は支出限度額</u>
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部 保険年金課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

274

特命随意契約理由書

件 名	千代田区子育てコーディネーター事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	身近に子育てについて気軽に相談する相手がいない保護者が、子育てに一人で悩む「孤育て」に陥らないよう、子育ての知識や経験を有した子育てコーディネーターが、悩みを抱える保護者に寄り添う形で相談に応じるなどの業務を行う。
選 定 理 由	本業務を履行するためには、以下の条件を満たす必要がある。 ①千代田区の保育環境を熟知し、子育ての相談に応じられる知識経験を有する人材を配置できること。 ②利用者の利便性を図るため、あい・ぽーと麹町（旧麹町保育園仮園舎）と、適宜区内関連施設において相談業務を実施できること。 あい・ぽーと麹町は、保育事業も含め建物全体を下記事業者が管理運営している。また、「子育て支援コーディネーター養成講座」を実施し人材育成を行っている。このため、保育園管理とコーディネーター事業を一体的に運営しなければ業務上支障が生ずるものである。 以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人 あい・ぽーとステーション 住 所 東京都港区西麻布2丁目24番25-509号
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	10,498,840 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和3年4月1日 から 令和4年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

404

特命随意契約理由書

件 名	千代田区指定公園等近隣喫煙所案内等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	<ol style="list-style-type: none"> 1 喫煙者の近隣喫煙所への誘導 2 公園内及び路上で喫煙行為を行った者への注意・指導 3 1 及び 2 を履行した数の集計（毎時） 4 その他公園内及び周辺で禁止行為を行った者への注意・指導 5 生活環境改善指導員の業務補助
選定理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 プロポーザル年度 令和元年度（令和2年度開始） (令和2年2月14日付31千地安生発第193号) 2 該当 (千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号) 3 繼続年数 1年 4 評価 良好的な業務成績のため 継続2年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和3年度においても、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	<p>名 称 シンテイ警備株式会社</p> <p>住 所 東京都中央区新富1-8-8</p>
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	総額 140,943,000 円 (消費税を含む) 単価契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
担 当 課	地域振興部 安全生活課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

199

特命随意契約理由書

件 名	千代田区商工振興基本計画改定に係る策定支援業務
種 類	物品一委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区商工振興基本計画平成 29 (2017) 年度～令和 3 (2021) 年度（以下「基本計画」という。）の計画期間が令和 3 年度末をもって終了するため、令和 2 年度に実施した基礎調査及び基本骨子案を踏まえて千代田区商工振興基本計画令和 4 (2022) 年度～令和 8 (2026) 年度（以下「新基本計画」という。）を策定する。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和 2 年度（令和 2 年度開始） （令和 2 年 7 月 22 日 2 千地商観発第 122 号） 2 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条 6 号 3 繼続年数 1 年 4 評価 良好なため 繼続 2 年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和 3 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社クニエ 住 所 千代田区大手町二丁目 3 番 2 号 大手町プレイスイーストタワー 11 階
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	5,940,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部 商工観光課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

504

件 名	千代田区障害児ケアプラン事業運営支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	障害や発達に課題のある児童（以下「障害児等」という。）が地域で健やかに成長し、保護者とともに安心して暮らせるよう、児童一人ひとりの発達状況に応じたサービスをプランニングする「はばたきプラン」（以下「プラン」という。）を作成し、児童の成長と保護者の子育て不安の解消を図る。児童への情報は「子育てカルテ」として整理し、関係機関との情報共有を図り、児童の切れ目のない支援を実現する。又、児童福祉法に規定する障害児支援サービスを利用する児童には、申請時に必要な「障害児支援利用計画」の作成を行う。
選 定 理 由	本事業の業務内容は、児童・保護者の状況に深く関与することから、事業者と保護者の信頼関係が必要不可欠である。子ども発達センターの運営事業者である下記業者は、業務を通じて現に保護者と信頼が築かれており、プラン作成に必要な児童の情報や相談支援のノウハウも備える。又、外部機関とのやりとりに関しても相談支援の経験から良好な関係を構築している。令和2年度の業務成績も良好であることから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人 こどもの発達療育研究所 住 所 東京都文京区白山2-26-16-601
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	19,440,585 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

206

件 名	千代田区障害者就労支援センター事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、区内在住で就労を希望する障害者や障害者を雇用する事業所、就労中の障害者に対して、就労及び日常生活などについての総合的な相談と支援を行うものである。
選 定 理 由	<p>1. プロポーザル年度 平成 29 年度 (平成 29 年 11 月 7 日付 29 千保障福発第 280 号) なお、令和 3 年 1 月 21 日付 2 指業委第 18 号にて令和 5 年 3 月 31 日までの特命随意契約の延長が認められている。</p> <p>2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 6 号</p> <p>3. 繼続年数 3 年</p> <p>4. 評 価 良好的な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和 3 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	法 人 名：特定非営利活動法人日本就労支援センター 所 在 地：神奈川県海老名市大谷北四丁目 2 番 3 号
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	31,011,600 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
担 当 課	保健福祉部 障害者福祉課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

238

件 名	千代田区立図書館システム運用・保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区立図書館システムについて、正常な稼働を維持するための運用に係る業務、ハードウェア並びにソフトウェアの障害復旧やセキュリティ対応等保守に係る業務。
選定理由	<p>1. プロポーザル年度 平成28年度（平成29年度 構築業務実施） （平成29年3月1日付、28千地文振発第462号）</p> <p>2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号</p> <p>3. 繼続年数 4年</p> <p>4. 評価 良好なため</p> <p>29年度システムの更新を行い、30年3月から運用を開始した情報処理システムで、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。</p> <p>以上の理由により、継続して下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 トーテックアメニティ株式会社 東京事業所</p> <p>住 所 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号</p>
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	17,352,720 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	地域振興部 文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

4/1

特命随意契約理由書

件 名	千代田区男女共同参画センター業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区男女平等推進行動計画に基づき、相談機能、学習機能、情報機能、支援機能、交流機能をもつ、千代田区男女共同参画センターを運営する。
選定理由	<p>1 プロポーザル年度 令和元年度（令和2年度開始） (令和2年2月13日31千地国男発第199号)</p> <p>2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号</p> <p>3 繼続年数 1年</p> <p>4 評価 良好な業務成績であるため。 継続2年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和3年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社生活構造研究所</p> <p>住 所 東京都千代田区麹町二丁目5番地4</p>
※ 契約年月日	令和3年4月 / 日
※ 契約金額	55,365,500 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日 <small>※単価契約のため、契約金額は支出限度 総額</small>
担 当 課	国際平和・男女平等人権課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

3/1

特命随意契約理由書

件 名	千代田区男女共同参画に関する計画の改定支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	平成 29 年 3 月に策定した「第 5 次千代田区男女平等推進行動計画」の計画期間が令和 3 年度に終了となるにあたって、第 6 次計画策定に関する提言や検討を行う千代田区男女平等推進区民会議を効果的かつ効率的に運営するとともに、第 6 次計画の策定を支援するものである。
選 定 理 由	<p>下記業者は、令和 2 年度に実施した「千代田区男女共同参画に関する意識・実態調査業務」(契約日令和 2 年 4 月 1 日) の実施業者であり、調査結果の分析と、現在の社会動向や第 5 次計画の課題等を踏まえた第 6 次計画の骨子案をまとめている。本業務は、この分析結果や骨子案を元に提言・検討を行う区民会議の運営を支援するとともに、これらを踏まえて第 6 次計画の体系の整理・計画事業の精査等の支援を行うものである。したがって、本業務は前述の調査業務と密接不可分の関係にあると言え、同一受託者以外の場合、これまでの経緯を踏まえた助言や検討ができないなど著しい支障が出ると考えられる。また、下記業者は、令和 2 年度に実施した区民会議・庁内会議における審議内容を熟知し、男女共同参画に関する社会動向等に精通していることからも、現状把握のための準備期間の短縮や、業務品質、経費面で有利である。なお、令和 2 年度の業務評価は良好である。</p> <p>したがって、入札に付すことが不利と認められるため、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 株式会社創建 住 所 港区芝公園一丁目 3 番 8 号 苔香園ビル 3 階
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 / 日
※ 契約金額	3,498,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
担 当 課	地域振興部国際平和・男女平等人権課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

505

特命随意契約理由書

件 名	千代田区内遺跡出土遺物の保存修復委託業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区内遺跡出土の遺物について、展示及び貸出等の利用を目的として、保存修復を実施する。対象遺物は全7件、120点で、17世紀前半に製作された貿易陶磁や希少な金属製品を含む。
選 定 理 由	<p>修復対象の陶磁器・金属製品は発掘以来劣化が進んでいる。このため、保存修復を行うにあたり、下記の条件を満たす必要がある。</p> <p>①陶磁器 表面の汚れ除去と酸化防止・欠落部分の補填、原色原形を損なわない補彩を行うため、遺物に合わせた洗浄方法、薬品の使用方法等について、国指定文化財補修レベルの技術と経験を有すること。</p> <p>②金属製品 土中での溶解が進んだ状態にある遺物のクリーニングと酸化防止処理を行うため、遺物の状態に合わせた修復を行う技術と経験を有すること。</p> <p>③作業所 遺物は劣化が進行しているため、輸送による損傷を最小限にする必要があることから、都内で修復作業が可能であること。</p> <p>これらすべての条件を満たすのは、国立東京博物館所蔵資料をはじめとする国指定文化財の保存修復を行い、特殊な技術と経験を有する下記事業者に限られるため、契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 国立大学法人東京藝術大学</p> <p>住 所 台東区上野公園 12-8</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 / 日
※ 契約金額	7,999,870 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	地域振興部文化振興課 (文化財係)
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第2項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区防災行政無線戸別受信機システム運用保守管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	災害時等における地域情報伝達手段として、小中学校等の区施設・町会長宅等に設置している戸別受信機、及び、区役所本庁舎に設置している地域情報配信設備または無線呼出諸設備の維持管理保守を行う。
選 定 理 由	平成27年度に、下記事業者が開発製造した防災行政無線戸別受信機を導入し、当該機器の送受信システム等についても同様に下記事業者が開発製造したものである。 ハード、ソフトの総合的な運用管理、衛星回線の保守等が前提となり、機器、設備等の処理システムの維持管理（運転、保守、監視、運用支援等を含む。）で、既設の機器、設備、処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、当該システムの納入業者である下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 東京テレメッセージ株式会社 住 所 港区西新橋2-35-2 ハビウル西新橋
※ 契約年月日	令和3年4月 / 日
※ 契約金額	5,628,480円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

479

特命随意契約理由書

件 名	千代田区防災行政無線保守点検等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	災害時の正確な情報伝達手段として、小中学校等の区施設・区立公園・民間協力建物等に設置している防災行政無線機器の保守点検・修理等を行う。
選定理由	防災行政無線機器類は、ハード、ソフトの総合的な運用管理が前提となる。既存の防災無線システムと密接不可分の関係にあり、当該システム及び機器の納入者以外に保守点検・修理を行わせると、既存の防災無線の運用に著しく支障が生じる恐れがある。 以上の理由により、防災行政無線の納入業者である下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 田中電気株式会社 住 所 千代田区外神田 1-15-13
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 / 日
※ 契約金額	3,210,900 円 (消費税を含む) <small>単価契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	政策経営部災害対策・危機管理課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

374

件 名	千代田区立学校等外国人講師派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区立保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校に外国人講師を派遣し、教員等の補助として教科・外国語及び外国語活動等の指導にあたらせる。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和2年度（令和3年度開始） (令和3年2月25日付決裁済み2千子指導発第862号) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3. 繼続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：株式会社ハートコーポレイション首都圏 所在地：東京都中央区東日本橋3-8-1, 903
※ 契約年月日	令和3年 4 月 1 日
※ 契約金額	23,256,200 円 (消費税を含む) <small>※単価 契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
担 当 課	指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

491

件 名	千代田区立軽井沢少年自然の家総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区立軽井沢少年自然の家の総合管理業務として、予約・運営・地域協力業務及び施設維持管理業務を委託する。
選定理由	<p>本業務は公募型プロポーザルにより選定された下記業者により平成25年度から平成27年度まで継続して業務委託し、平成28年の業者選定委員会にて下記業者の随意契約が承認され、毎年度継続協議を踏まってきた。</p> <p>しかし本施設は老築化や利用状況等から、今後の在り方について検討中であり、また施設所在地で本業務を行えるのは下記業者のみである。また下記業者は迅速な対応で業務成績評価も良好であり、利用者からも高評価を得ているため下記業者との特命随意契約期間の延長により契約を行うことが妥当である。したがって、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 軽井沢フード株式会社</p> <p>住 所 長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢10-8</p>
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	総額 74,720,784 円 (消費税を含む) <small>※単価契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

293

件 名	千代田区立高齢者総合サポートセンター諸室管理・案内システムの保守管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、27千保在支発第241号で導入が決定した「千代田区立高齢者総合サポートセンター諸室管理・案内システム」について、そのシステムが適切に稼動することを目的として、保守に係る業務を委託する。
選 定 理 由	1 既諸室管理・案内システム機器は、平成27年度に下記事業者により導入したものである。 2 本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ナカヨ 東京オフィス 住 所 東京都港区港南一丁目7番18号 A-PLACE 品川東7階
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	1,120,020 円(消費税を含む)
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

213

件 名	千代田区立高齢者総合サポートセンター電子電話交換機設備保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、平成27年11月6日に竣工した千代田区立高齢者総合サポートセンターに配備された電子電話交換機について、その機器が適切に稼動することを目的として、保守に係る業務を委託する。
選 定 理 由	1 高齢者総合サポートセンターの電子電話交換機設備は、下記事業者が設計、配線及び各種設定したものである。 2 本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。また、通信設備の安定性確保のため、取扱いにあたっては特に専門的な技術を要する。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 電通工業株式会社 住 所 東京都品川区東大井5-11-2
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	924,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

523

特命随意契約理由書

件 名	千代田区立子ども発達センター業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	支援が必要な就学前の乳幼児及び小学1年生の児童とその保護者を対象とし、発達障害児や知的障害児、肢体不自由児等の早期支援として専門的な療育指導を行い、児童の能力を最大限に伸ばすとともに保護者への子育て支援をする。
選 定 理 由	<p>1. プロポーザル年度 平成28年度（平成29年度開始）（平成28年12月19日付、 千子児家発722号）</p> <p>2. 適用 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号</p> <p>3. 繼続年数 4年</p> <p>4. 評価 良好的な業務成績であるため。</p> <p>5. 更新 令和2年3月23日31付千指業委第16号指名業者選定 委員会承諾</p> <p>継続5年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和3年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 特定非営利活動法人 こどもの発達療育研究所</p> <p>住 所 東京都文京区白山2-26-16-601</p>
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	91,927,872 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和3年4月1日 から 令和4年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

←→

特命随意契約理由書

件 名	障害児支援事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	特別支援学校等に通う障害児（小学生から高校生）を対象とし、学校休業日（春・夏・冬季休業期間）に、日中活動の場を提供することを目的に、専門職による余暇活動等を含む通所指導を行うことで児童の発達を支援するとともに、あわせて保護者の介護負担の軽減を図る。又、身体障害児への理学療法士による機能訓練を実施することで身体機能の維持向上を図る。
選定理由	<p>1. プロポーザル年度 平成 28 年度（平成 29 年度開始）（平成 28 年 12 月 19 日付、千子児家発 722 号）</p> <p>2. 適用 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 6 号</p> <p>3. 繼続年数 4 年</p> <p>4. 評価 良好的な業務成績であるため。</p> <p>5. 更新 令和 2 年 3 月 23 日 31 付千指業委第 16 号指名業者選定委員会承諾</p> <p>継続 5 年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和 3 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 特定非営利活動法人 こどもの発達療育研究所</p> <p>住 所 東京都文京区白山 2-26-16-601</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 / 日
※ 契約金額	3,88,800 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 4 年 3 月 31 日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

361

特命随意契約理由書

件 名	千代田区緑の基本計画改定支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、令和元年度に作成した緑の基本計画改定素案を基に、区内により多くの緑施策を展開していくうえでの課題等の分析を行い、グリーンインフラや「品格ある緑」と「住民に身近な緑」別など、必要な緑の配置の視点を検討した上で、視点別に方針図等の資料を作成し、説明会やパブコメ等において「千代田区緑の基本計画」改定の支援を行う。
選 定 理 由	<p>下記事業者は、平成31年度に緑の基本計画改定素案作成業務を公募制指名競争入札により受注した。</p> <p>令和2年度の業務は、改定素案を基に施策展開の課題等を分析し、住民・事業者・関係機関等への説明資料の作成を行うため、現状及び課題等を熟知していると、履行期間の短縮・業務品質や経費面で有利である。さらに、本業務は、基本計画素案と密接不可分の関係にあるため、同一受託者以外の場合、計画の改定に著しい支障があるものである。また、前年度の履行成績は良好である。</p> <p>したがって、入札に付すことが不利と認められるため、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社プレック研究所</p> <p>住 所 千代田区麹町3-7-6</p>
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	1,166,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 景観・都市計画課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

374

件 名	千代田小学校給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田小学校の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する
選定理由	<p>1. プロポーザル年度 令和元年度（令和2年度開始）</p> <p>2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号</p> <p>3. 繼続年数 1年</p> <p>4. 評価 良好的な業務成績のため 　　継続2年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和3年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>所在地 東京都千代田区神田錦町3-20</p> <p>会社名 一富士フードサービス株式会社 関東支社</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 / 日
※ 契約金額	22,577,100 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

259

件 名	千代田清掃事務所清掃車整備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）、その他
概 要	千代田清掃事務所で所有・賃借する直営清掃車両を維持管理するため、必要となる定期点検整備、法定点検整備、車検、緊急時対応等の業務を委託する。
選 定 理 由	<p>1. 本業務委託に必要な条件</p> <p>(1) 清掃車両は東京二十三区清掃協議会「作業用自動車の架装基準等」を定める要綱に基づき、「廃棄物を収集運搬する作業用自動車の架装基準等」が定められており、本内容について精通していること。</p> <p>(2) 車体と架装における点検整備を同時に行えること。</p> <p>(3) 全ての架装メーカーの点検整備ができ、架装の点検整備の信頼性を確保するため、各架装メーカーの指定サービス工場等に認定されていること。</p> <p>(4) 業務中に発生する車両故障や事故等の緊急時における体制が整っているとともに、緊急性に対応できるため、都内に整備工場を有していること。</p> <p>2. 指定理由</p> <p>下記事業者は、二十三区自動車整備協力会会員であることから、二十三区の清掃車両整備技術情報を絶えず収集しており、「架装基準等」に精通している。</p> <p>また、区の使用する車両にかかる全ての架装メーカー（3者）の指定サービス工場等に認定されているとともに、車体及び架装における点検整備が同時に実行される。</p> <p>本契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が当該1者に特定される。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する</p>
契約の相手方	名 称 東輝自動車株式会社 住 所 東京都江戸川区篠崎町5丁目10番20号
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	6,447,640円（消費税を含む） ※ 車両 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部千代田清掃事務所（飯田橋車庫）
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

299

件 名	千代田区統合型G I Sの構築および運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区が保有している区有施設や文化財の所在地をはじめとした様々な地理情報を電子化・統合化し、可視化・分析等を行うためのG I S基盤を構築することにより府内各部署の地理情報が共有され、異なる分野の関連や偏在の状況を可視化でき、これまで以上の課題発掘や的確な対応が可能となり、事業効果を高めることが見込まれる。また、システム構築後には府内に統合型G I Sの利活用ワークグループを設け、活用策の検討をすることで職員の政策形成能力の向上を図る。
選定理由	1 プロポーザル年度 平成 29 年度 (平成 29 年 7 月 25 日付 29 千政 I T 発 0058 号 平成 29 年度開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱 8 条第 4 号 3 繼続年数 4 年目 4 評価 良好なため 29 年度にシステムの開発を行い、運用する情報処理システムで、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。 継続 4 年目であり、業務成績は良好なため、令和 3 年度においても引き続き、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 アジア航測株式会社本社営業部 住 所 東京都新宿区西新宿 6-14-1 新宿グリーンタワービル
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,640,600 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部 I T 推進課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

205

件 名	千代田保健所機械警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田保健所における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選 定 理 由	千代田保健所は、平成 22 年度から、下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和 2 年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 国際セーフティ株式会社 東京本社 住 所 千代田区内神田 3-6-2 アーバンネット神田ビル 5 階
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	594,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部地域保健課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

204

件名	千代田保健所中和排水処理設備保守点検業務
種類	工事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品:物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田保健所庁舎内の設備管理
選定理由	<p>下記業者は、保健所排水の水質、水量及び排出サイクルに基づいて本件装置を設計・施工した業者である。</p> <p>当該機器には、水質のpH値を一定にするための調整用ソフトが組み込まれている。このソフトの調整は、保守点検の時に行うことになるが、調整のノウハウは設計施工業者である下記業者以外には有しておらず、設計施工業者にしかできない業務である。</p> <p>また、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名称 アーパス技研工業株式会社 住所 中央区日本橋小舟町4-4 アーパス第1ビル
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	877,000円(消費税を含む)
契約期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担当課	保健福祉部 地域保健課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

375

件 名	千代田幼稚園給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田幼稚園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選 定 理 由	<ol style="list-style-type: none"> 1. プロポーザル年度 令和元年度（令和2年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 繼続年数 1年 4. 評価 良好のため 5. 繼続2年目であり、評価も良好なため、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	<p>所在地 東京都千代田区神田錦町3-20</p> <p>会社名 一富士フードサービス株式会社</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 / 日
※ 契約金額	14,736,300 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

161

件 名	占用総合管理システムの保守管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	占用総合管理システムを正常に運用するため、システム保守管理業務を委託する。
選定理由	占用総合管理システムは、平成 26 年度に下記業者が開発した情報処理システムである。システムを安定的に稼働していく上で既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、障害発生時の原因究明、故障修理など対処が困難となるなど、業務履行に著しく支障をきたす恐れがある。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ヤチホ 住 所 新宿区市谷本村町 3 番 22 号
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,222,320 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
担 当 課	環境まちづくり部環境まちづくり総務課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

280

件 名	船舶中継ごみ荷均し業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	三崎町中継所に集められた不燃ごみをはしけに積む際に、安全な船舶輸送を行うためごみを均し、散乱防止用のシートをはしけ上面に掛ける。
選 定 理 由	船舶による廃棄物の請負契約に関する事務（以下、「船舶請負事務」という）は、東京二十三区清掃協議会が行っている。本業務は、船舶請負事務と密接に関連する付帯的事務である。 令和3年度の船舶請負事務は、下記業者が受託する。 これにより、契約の相手方が特定されるため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 中島運輸株式会社 住 所 東京都江東区新砂3-11-22
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	6,376,700円（消費税を含む） <u>※ 両面 契約のため、契約金額は支出限度額</u>
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

200

特命随意契約理由書

件 名	全庁ネットワークセキュリティ対策支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託、その他）
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	総合住民サービスシステム、総合行政システム、全庁LANシステムのリプレースにあたり、それぞれのアプリケーションを動作させるための統合仮想基盤を新たに構築する。構築にあたってそれぞれのシステムの全体最適化や総務省新強靭化モデルに合致したセキュリティの確保等についての専門的な検討と実際の構築に必要な支援に関する業務を委託する。
選定理由	現在稼働しているそれぞれのシステムを新たに構築する統合仮想基盤で再構築し円滑にリプレースを行うためには、現在のシステムについて熟知している必要がある。また、リプレースの際のセキュリティの確保のためには千代田区のセキュリティの現況とリプレース後に求められるセキュリティの要件について専門的な知識を有する必要がある。下記事業者はそれぞれのシステムの導入時より専門的な支援を担当しており、千代田区のシステムやネットワークについて最も精通している。契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、全ての条件を満たす者が1者に特定される。また、令和2年度の業務成績は良好である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：アクレスコ株式会社 住所：東京都大田区平和島4-1-23
※ 契約年月日	令和3年4月/日
※ 契約金額	18,4480,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

281

件 名	粗大ごみの収集に伴う車両の雇い上げ並びに資源回収運搬等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	粗大ごみの収集に伴う車両の雇い上げ並びに資源(その他の紙類及びプラスチック製容器包装及びプラスチック製品類)の回収と千代田区指定の処理施設への運搬業務
選 定 理 由	平成17年11月10日付で、特別区長会、社団法人東京環境保全協会、東京都環境局の三者により「平成18年度以降、資源及び粗大ごみの収集・運搬に関して、新たに各区で契約を行う場合は、雇上会社若しくは雇上会社で構成する団体を相手方とする」確認書を取り交わしている。 下記業者は、区内で唯一雇上会社から構成された団体であり、20特別区から、「資源物処理・廃棄物処理業務」の委託及び「粗大ごみ収集・運搬業務」の委託を受けており、業務を実施するに当たって十分な技術と経験を有している。 以上に理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東京都環境衛生事業協同組合 千代田区支部 住 所 千代田区神田神保町1-2
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	247,994,676 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

298

件 名	粗大ごみ申告受付業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	電話及びインターネットでの粗大ごみの申告受付業務
選 定 理 由	<p>粗大ごみ受付業務は各区共通の業務であり、事務移管前の東京都で平成8年度から委託している。事務移管後は各区の事務となつたが、共通のシステムを利用することでより効率的で経費を抑えることができるとして、粗大受付業務連絡会で決定された事業者に委託している。</p> <p>千代田区は他区に比べ住民が少なく、粗大ゴミも少ないことから、単独システムを運用し受付業務をおこなうよりも効率的である。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 公益財団法人 東京都環境公社</p> <p>住 所 墨田区江東橋4-26-5</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	9,648,100 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

430

特命随意契約理由書

件 名	滞納整理支援システム運用保守業務
種 類	物 品：委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	滞納整理支援システムを利用するための運用保守
選定理由	<p>1. プロポーザル年度 平成26年度 (平成27年2月17日付26千区税発第892号 平成27年度開始)</p> <p>2. 千代田区プロポーザル方式実施要綱第8条第4号</p> <p>3. 繼続年数 6年</p> <p>4. 評価 対応が迅速で良好のため</p> <p>継続7年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和3年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。</p> <p>なお、令和3年4月から令和3年9月までは、令和元年9月12日付で行われた令和元年度第9回指名業者選定委員会にて延長協議済みであり、令和3年10月からは次期総合住民サービスシステムに統合されるためIT推進課に業務を引き継ぐ。</p>
契約の相手方	<p>名 称 北日本コンピューターサービス株式会社</p> <p>住 所 秋田県秋田市南通築地15番32号</p>
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	1,179,750 円(消費税を含む)
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和3年9月30日まで
担 当 課	地域振興部 税務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

409

件 名	地域コミュニティ醸成支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	<p>「地域に住み、働き、学び、集う全ての人や団体が、『住みやすいまち、居心地のよいまち』をつくるという共通目標に向かって相互に連携・協働し、地域課題の解決に向けて主体的に活動できる環境を整える」ことを目標とする施策の支援策の1つとして、以下のような取組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域コミュニティの現状と課題、取組の工夫の把握 (2) 小冊子「これから地域コミュニティ活動のヒント」のとりまとめ (3) 課題解決支援 (4) マンション住民等のコミュニティ参加の活性化 (5) 区内活動団体交流イベント（ちよだコミュニティラボライブ！） (6) 区内のコミュニティ活動、イベントの情報発信の強化 (7) 地域活動に関する相談・支援
選定理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 プロポーザル年度 平成28年度（平成29年度開始） (平成29年3月29日付決裁 28千地コ総発第297号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 繼続年数 4年 4 評価 良好なため 5 更新 令和2年2月13日付継続(2年) 31千指業委第15号 業者選定委員会承認 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度は上記業者選定委員会における継続承認2年目である。 ・コロナ禍にあって活動団体間の交流が困難な状況下、オンラインや架電等による交流や取材等を行い、オンラインによる情報交換会・団体間の交流会を企画・実施するなど地域で活動する団体間の交流維持を図るなどの活動を行い、新たな方式によるイベント企画・運営を行う等、専門知識を発揮し業務成績も良好である。
契約の相手方	<p>名 称 株式会社エンパブリック</p> <p>住 所 東京都文京区弥生2-12-3</p>
※ 契約年月日	令和3年4月 / 日
※ 契約金額	7782,588 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	地域振興部コミュニティ総務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

157

件 名	地域リハビリテーション活動支援事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	リハビリテーション専門職が、通所型介護予防事業、地域ケア会議、サービス担当者会議等の場でケアプランやプログラム改善に向けた助言や提案を行う。更に、通いの場の立ち上げ支援を支援者と共にすすめ、自立支援の強化に資する業務を行う。
選 定 理 由	<p>本事業を実施するためには以下の条件を満たす必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区内医療機関で、回復期リハビリテーション施設基準を満たしていること。 2 リハビリテーション専門医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を複数配置することで人的余力を確保していること。 3 介護保険の通所リハビリテーションと訪問リハビリテーションを実施していること。 <p>下記事業者は、区の在宅ケア（医療）の拠点としての役割を担っており、契約の目的を達成するためには、複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が特定されるものである。</p> <p>以上の理由により下記の事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>会社名 : 国家公務員共済組合連合会 九段坂病院</p> <p>所在地 : 東京都千代田区九段南1-6-12</p>
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	1,986,060円（消費税を含む） * ￥ 1,986,060円（消費税を含む）
委託期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

158

件 名	地域リハビリテーション活動支援事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	リハビリテーション専門職が、通所型介護予防事業、地域ケア会議、サービス担当者会議等の場でケアプランやプログラム改善に向けた助言や提案を行う。更に、通いの場の立ち上げ支援を支援者と共にすすめ、自立支援の強化に資する業務を行う。
選 定 理 由	<p>本事業を実施するためには以下の条件を満たす必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 リハビリテーション専門職（リハビリテーション専門医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士）の資格を持つものが従事すること。 2 同時に複数の従事者が必要になっても、リハビリテーション専門職の手配が可能なこと。 3 区の介護予防事業に精通し、介護サービス事業者、医療機関等と連携して業務を履行できること。 <p>下記法人は、都内在住・在勤の作業療法士を中心に構成された作業療法士の会である。契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が特定されるものである。</p> <p>以上の理由により、下記の法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 一般社団法人 東京都作業療法士会</p> <p>住 所 東京都新宿区新宿5-4-1 新宿Q フラットビル 501</p>
※ 契約年月日	令和3年4月(日)
※ 契約金額	1,980,000 円（消費税を含む） * 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
委託期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

249

特命随意契約理由書

件 名	地方公会計標準システムミドルウェアの保守
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	地方公会計を整備していくために、「地方公共団体情報システム機構から提供される標準システム」(以下「標準システム」という。)の稼動に必要なミドルウェアの保守・サポートを行う。
選 定 理 由	<p>1. 導入年度 平成 28 年度</p> <p>2. 運用目的 区の財務データを標準システムで稼働するための連携処理システム(以下「ミドルウェア」という)の運用</p> <p>3. 処理システム 総務省が示す標準ソフト(開発事業者：株日立製作所)</p> <p>平成 28 年度に運用開始した情報処理システムで、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 日立システムズ</p> <p>住 所 東京都中央区日本橋兜町 1 番 4 号</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 / 日
※ 契約金額	522,720 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部財政課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

194

件 名	地方税電子申告審査システム・国税連携システムの運用業務
種 類	委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	地方税電子申告受付及び年金からの特別徴収事務に必須の審査システムと、所得税の電子データを受領するために必須の国税連携システムには、税の申告等データが毎日送信され、取り扱う個人情報はきわめて高い機密性が要求される。そのため、委託先事業者は、地方共同法人地方税共同機構の認定する「認定委託先事業者」に限られている。この認定委託先事業者に運用を委託する。
選 定 理 由	<p>1. 導入年度 令和元年度</p> <p>2. 繼続年数 3年目</p> <p>下記業者は「認定委託先事業者」であり、令和元年12月から運用業務を行っている。本システムはLGWAN回線を使用する総合行政ネットワークシステムの運用であることから、初期設定及びセキュリティ対策を講じている当該業者が実施している。情報処理システム等の運用で、既設の情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の業者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 日立システムズ 母本橋</p> <p>住 所 東京都中央区兜町1番4号</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 / 日
※ 契約金額	910,800 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
担 当 課	地域振興部税務課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

420

件 名	中学校教師用前期指導書の購入	
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品： <input checked="" type="checkbox"/> 委託、その他	
工 事 場 所 (工事案件のみ)		
概 要	中学校教科書の採択替えがあったため、教員用の指導書を一斉に購入する。	
選 定 理 由	<p>教科書及び指導書については、公共性の高さから安定的で迅速且つ正確な供給が必要である。そのため各教科書発行会社は各地区ごとに特定の民間業者と供給契約を交わして、需要数の把握、学校への配送、返送、需給調整などを行っている。</p> <p>今回も、大量の指導書を短期間で各学校に供給しなければならない。確実な業務の遂行のため、千代田区の特約供給所である下記業者を契約の相手方に指定する。</p>	
契約の相手方	所在地：東京都大田区南千束1-12-4 名 称：東京教科書供給株式会社	
※ 契約年月日	令和3年4月1日	
※ 契約金額	4,590,300 円（消費税を含む）	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和3年4月16日	
担 当 課	指導課	
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

159

件 名	転倒骨折予防・栄養改善教室業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	65歳以上の区民のうち、運動器の機能が低下している者又はそのおそれのある者及び区が必要と認めた者を対象に、筋力向上プログラムを実施し、運動器機能の向上、生活機能の改善を図る支援を行う。また、参加者が教室終了後も自主的に運動を続け、継続的に介護予防に取り組めるよう促す。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 平成29年度（平成30年度開始） (平成30年2月8日付29千保高介発第781号) 2 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 繼続年数 3年 4 評 価 良好的な業務成績のため 5 更 新 令和2年12月17日付2千指業委第16号「指名行政委員会」承認 更新1年目であり評価は良好なため、令和3年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法 人 名：セントラルスポーツ株式会社 介護予防事業部 所 在 地：東京都中央区新川1-21-2
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	3465,000 円（非課税）
委 託 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
担 当 課	保健福祉部在宅支援課
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれません。

特命随意契約理由書

187

件 名	電子決裁・共通基盤システム運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	全庁 LAN に接続する全庁 LAN 用端末から電子決裁・共通基盤システムが正常に利用できるように運用保守業務を行う。
選定理由	<p>1. プロポーザル年度 平成 18 年度（平成 19 年度開始） (平成 18 年 7 月 7 日付、18 千政業発第 58 号)</p> <p>2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 4 号</p> <p>3. 繼続 14 年</p> <p>4. 評価 良好のため</p> <p>5. 再延長 平成 28 年 12 月 15 日「指名業者選定委員会」承認</p> <p>6. 更新 2 回目、通算 15 年目であり、評価も良好なため継続により下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 RKKCS</p> <p>住 所 熊本市西区春日 3 丁目 15-60 JR 熊本白川ビル 11 階</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	12,962,400 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
担 当 課	I T 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

325

件 名	都市計画情報提供システム保守・運用業務及び研修業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
概 要	<p>本業務は、最新の都市計画情報等を更新・提供するため、「都市計画情報提供システム」（以下、「本システム」という。）を保守・運用するものである。</p> <p>あわせて、システムを有効活用することを目的として操作方法を広く環境まちづくり部職員に習得させるための操作研修を実施する。</p>
選 定 理 由	<p>1 導入年度 平成 28 年度</p> <p>下記業者は、本システムの開発業者であり、運用・保守及び操作研修を実施する情報処理システムで、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 E S R I ジャパン株式会社</p> <p>住 所 〒102-0093 千代田区平河町2-7-1</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	5,346,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
担 当 課	環境まちづくり部 景観・都市計画課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 6 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

210

特命随意契約理由書

件 名	都市計画道路の見直しに関する都市計画変更策定業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	<p>本業務は、平成 31 年度・令和 2 年度の調査・検討を踏まえ都市計画道路の方向性を定め、必要な都市計画の手続きを進めるため、対象路線（見直し候補路線部分）の廃止に向けた具体的な検討を行うとともに、関係機関及び関係権利者との協議を行い、都市計画道路の見直しに関する都市計画変更の検討を進めていくものである。</p> <p>●見直し候補対象路線 都市計画道路 補助線街路 55 号線、補助線街路 64 号線</p>
選 定 理 由	下記業者は、平成 31 年度に公募制指名競争入札により、都市計画道路実態調査・沿道地域検討業務を受託し、令和 2 年度は対象路線に関する対応策等を検討し、都市計画道路の廃止に向けた具体的な検討を行った。本業務は、調査・検討結果を糧に廃止に向けたより詳細な検討を行うとともに協議・説明資料の作成が必要なことから、密接不可分の関係にあり従前の成績も良好なため、引き続き、下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 国際航業株式会社東京支店 住 所 東京都千代田区六番町 2 番地
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,169,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から 令和 4 年 3 月 31 日
担 当 課	環境まちづくり部 景観・都市計画課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

152

件 名	土木工事 CAD システム用機器等の保守（第 804 号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	<p>日常業務で使用する図面作成ソフトウェア AutoCAD LT を含む「土木工事 CAD システム」は全庁 LAN セキュリティ上、既存の LAN とは論理的に切り離した独自の業務用 LAN を構築している。</p> <p>本件は、ネットワーク配線等も含めた「土木工事 CAD システム」の保守点検を行うものである。</p>
選 定 理 由	<p>土木業務で使用する「土木工事 CAD システム」は、平成 28 年度に公募制指名競争入札により下記業者が独自に調達・構築した。</p> <p>本保守業務は、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分な上、下記業者以外が対応した場合、責任区分が不明確になり、故障発生時の原因究明、故障修理などの対処に支障が生じる。</p> <p>以上の理由により、本システムを開発・構築した下記業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>所在地 千代田区神田錦町 1-19-1</p> <p>名 称 神田通信機株式会社 通信統括支店</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	721,380 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
担 当 課	環境まちづくり部道路公園課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

389

件 名	東京23区廃棄物情報管理システム機器の保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	東京23区廃棄物情報管理システム機器及びシステムの保守業務
選 定 理 由	<p>導入年度 平成22年度</p> <p>東京23区廃棄物情報管理システムは、東京二十三区清掃一部事務組合が日本電気株式会社(NEC)に委託して開発したものであり、各区・各清掃事務所、清掃工場等をネットワークで結んでいる。</p> <p>また、システム機器は、NEC社の製品であり、機器及び経費についても千代田区を含む23区で構成された、東京23区廃棄物情報管理システム推進委員会にて決定している。</p> <p>既存のシステムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称:日本電気株式会社 公共・社会システム営業本部 住 所:東京都港区芝5丁目7番1号
※ 契約年月日	令和 3年 4月 1日
※ 契約金額	1,468,704 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

506

件 名	東京 2020 大会コミュニティライブサイト in 千代田区一ツ橋運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京 2020 大会」という。)の競技中継等を通して、観戦チケットを持たない区民、来街者等、誰もが東京 2020 大会を楽しみ、大会の感動と興奮を共有できる機会を提供する東京 2020 大会コミュニティライブサイト(以下「CLS」という。)を運営する。
選 定 理 由	区主催で実施するCLSの会場については、競技会場である日本武道館に近接した場所にあり、かつ、東京 2020 オフィシャルパートナーである㈱毎日新聞社(以下「毎日新聞社」という。)が所有する施設であるという理由から、パレスサイドビル(以下「当該施設」という。)とすることを決定した。CLSの実施にあたっては、イベントの企画運営、会場設営・撤収、映像機器等の調達に留まらず、警察署、消防署、保健所等との各種調整、会場を含む当該施設内の警備、スタッフ等の配置調整等も必要であり、いずれの業務も当該施設の管理に関わるとともに、各業務が相互密接に関連するものであることから、毎日新聞社と相互協力の上で実施する必要がある。また、毎日新聞社は、CLSに関する業務について、イベントの企画運営等を行っている。 以上の理由から、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 毎日新聞社 所在地 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	26,500,000 円(消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 3 年 10 月 29 日
担 当 課	地域振興部生涯学習・スポーツ課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
 ○※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

492

件 名	東京 2020 大会コミュニティライブサイト in 千代田区丸の内運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京 2020 大会」という。)の競技中継等を通して、観戦チケットを持たない区民、来街者等、誰もが東京 2020 大会を楽しみ、大会の感動と興奮を共有できる機会を提供する東京 2020 大会コミュニティライブサイト(以下「CLS」という。)を実施する。
選定理由	区主催で実施するCLSの会場については、競技会場である東京国際フォーラムに近接した場所にあり、かつ、東京 2020 オフィシャルパートナーである日本郵便㈱(以下「日本郵便」という。)が所有する施設であるという理由から、JPタワー「KITTE」(以下「当該施設」という。)とすることを決定した。CLSの実施にあたっては、イベントの企画運営、会場設営・撤収、映像機器等の調達に留まらず、警察署、消防署、保健所等との各種調整、会場を含む当該施設内の警備、スタッフ等の配置調整等も必要であり、いずれの業務も当該施設の管理に関わるとともに、各業務が相互密接に関連するものであることから、日本郵便と相互協力の上で実施する必要がある。また、日本郵便は、CLSに関する業務について、㈱電通(以下「電通」という。)と契約を締結していることから、本業務の相手方に電通を指定している。 以上の理由から、下記業者を契約の相手方として指定する。 ✓
契約の相手方	名 称 株式会社 電通 所在地 東京都港区東新橋 1-8-1
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	32,999,749 円(消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 3 年 10 月 29 日
担 当 課	地域振興部生涯学習・スポーツ課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 ✓

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
 ○※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	西神田コスモス館HEATS熱交換器ユニット保守管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	西神田コスモス館各住戸の給湯・暖房システムをまかなっている給湯暖房システム(以下、「HEATS」という)の保守管理を行う。
選定理由	<p>本施設のHEATSは、熱源機で作った熱を熱媒を通して各住戸の熱交換ユニットから取り出し各家庭の給湯暖房に利用している。</p> <p>HEATSの熱源機は、東京ガス資産であり屋上にある区分バルブを境に区資産分と別れている。HEATSの利用については、東京ガスとの契約となり、料金等の算出に関わるため、平成28年度の更新は東京ガスが実施した。また、維持・メンテナンス等は東京ガス以外に行うことはできない。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	名 称 東京ガス株式会社集合住宅エネルギーサービスグループ 住 所 江東区猿江2-15-5
※ 契約年月日	令和3年4月 / 日
※ 契約金額	1,449,360 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	住宅課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

191

件 名	東京電子自治体共同運営電子調達サービス提供業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託、その他（賃借））
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	都内自治体が共同で運用するインターネットを利用した電子申請・電子調達サービスを利用し、区の契約のうちの一部を電子調達により実施する。
選 定 理 由	<p>1. 導入年度 平成16年度 本業務は、東京都と都内の区市町村と共同で設立した「東京電子自治体共同運営協議会」で業者選定および構築したものである。</p> <p>2. 受託業者 平成16年度、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱ 平成19年度、東日本電信電話㈱ 平成22年度、日本電気㈱が選定され、業務を行っている。</p> <p>3. 本システムは、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有する現行システム運用者にしか改造、改良、保守、点検等できないものである。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	会 社 名 日本電気株式会社 公共・社会システム営業本部 所 在 地 東京都港区芝五丁目7番1号 NEC本社ビル
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	8,818,552 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
担 当 課	IT推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

278

件 名	道路詳細設計業務（和泉公園周辺地区）（第 302 号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・ <u>設計</u> 測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	特別区道千第 758 号における工事の設計を行うもので、令和 2 年度に下記業者が受託した「測量及び道路設計業務（和泉公園周辺地区）（第 320 号）」に基づき、道路詳細設計を行うものである。
選 定 理 由	本件は、既設計と密接不可分の関係にあり、同一受託者以外の場合、一体的な設計ができなくなるなど著しい支障があるものである。また、「令和 2 年度：測量及び道路設計業務（和泉公園周辺地区）（第 320 号）」の受託事業者であり、測量及び道路設計等で培った知識や現場状況等に熟知・精通している。さらに、関係機関や地元関係者等との協議を継続的に行っていることから、履行期間の短縮・業務品質や経費面で有利である。なお、令和 2 年度の業務成績は良好である。 したがって、入札に付すことが不利と認められるため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：株式会社 建設エンジニアリング 所在地：千代田区神田佐久間町三丁目 15 番地 藤井ビル 5 階
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,561,300 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 3 年 10 月 29 日
担 当 課	環境まちづくり部道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

230

特命随意契約理由書

件 名	特定建築物定期調査報告に係る予備審査及びデータ管理等に関する業務
種 類	物 品：委託
工事場所	
概 要	建築基準法第12条第1項の規定に基づく、特定建築物定期調査報告を円滑かつ効率的に実施するために、報告書の予備審査及びデータ管理等に関する業務を行う。
選定理由	<p>定期報告制度の予備審査等の体制は、昭和46年通達「建設省住指発第918号・定期報告制度運営要領」に基づき整備されてきた。</p> <p>当該法人は、各都道府県の区域ごとに、特定建築物定期調査報告代行業務の受託等をおこなう団体として設立された法人であり、平成10年7月に設立されて以来、区の指導・協議のもと本業務を行っている。現在のところ、この団体以外に当該業務を行う団体は存在しない。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター</p> <p>住 所 東京都新宿区西新宿7-7-30</p> <p>小田急西新宿O-PLACE 2F</p>
※ 契約年月日	令和3年4月 / 日
※ 契約金額	1,002,210 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部建築指導課設備審査係
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	特別区税電話催告業務及び滞納整理等補助業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	特別区税収納の確保を図るとともに、納税者の便益向上を図ることを目的に、電話による納付勧奨や特別区税滞納整理事務等のうち定型的な業務処理について委託する。
選 定 理 由	<ol style="list-style-type: none"> 1. プロポーザル年度 平成 30 年度（平成 31 年度開始） (平成 30 年 12 月 12 日付 30 千地税務発第 551 号) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱 8 条第 6 号 3. 繼続年数 2 年 4. 評価 良好的な業務成績のため 継続 3 年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和 3 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 アイティフォー</p> <p>住 所 千代田区一番町 21 番地 一番町東急ビル</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 / 日
※ 契約金額	12,952,500 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部 税務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

490

件 名	特別展に係る展示図録製作および印刷製本業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	令和3年度開催の文化財特別展に関する図録の製作および、印刷、製本を行う。
選定理由	<p>本業務は、令和2年12月1日付で指名競争入札契約を行い、下記業者が落札したが、原稿作成作業が進捗しなかったことから業務が中断した。</p> <p>令和3年度は、前年度製作分に加えて、解説文のレイアウトを行い、最終的にイラスト製作を含めて全体デザインを統一して、印刷製本するものである。</p> <p>前年度からの継続業務であり、現に契約履行中の者に履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等有利と認められる。</p> <p>以上の理由により、引き続き下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 能登印刷株式会社</p> <p>住 所 千代田区神田和泉町1-7-1 扇ビル4階</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	869,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和3年7月2日まで
担 当 課	文化振興課文化財係
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

226

件 名	内幸町広場清掃作業（第711号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	内幸町広場の適正な清掃維持管理を行う。
選定理由	<p>当広場は、内幸町ホールの屋上部分に立地している。内幸町ホールは、指定管理業者㈱コンベンションリンクージが管理し、内幸町広場は、道路公園課で管理している。</p> <p>ホールと広場は一体の施設であり、広場清掃業務はホール清掃業務と密接に関連した付帯的業務であるため、清掃については同一業者が行うことが効率的である。</p> <p>このため、内幸町ホールの指定管理業者から清掃業務を受託しているものに広場の清掃業務を委託するものである。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	社 名：株式会社 セイビ 住 所：中央区日本橋人形町3-3-3
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	2,156,652 円 (消費税を含む) <u>※ 逆印</u> 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和3年 4月 1日 から 令和4年 3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

257

件 名	日経テレコン21使用料
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	新聞や雑誌をはじめとした500以上の情報源、140万社超の企業情報などのデータベース検索が可能なwebサービスを利用し、スムーズな情報収集を行う。
選 定 理 由	本サービスにおいて、新聞・雑誌・白書等記事検索機能、東京商工リサーチ（企業情報、財務情報）、帝国データバンク等企業データベース機能の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが数者存在するが、全ての条件を満たすものが1者に特定されるものである。 以上のことから、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日経メディアマーケティング株式会社 住 所 東京都千代田区大手町1-3-7
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	228,795 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日 <small>※本年度 契約のため、契約金額は支出限度額</small>
担 当 課	区議会事務局
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

257

特命随意契約理由書

件 名	日経テレコン 21 の利用
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	新聞や雑誌をはじめとした 500 以上の情報源、140 万社超の企業情報などのデータベース検索が可能な web サービスを利用し、スマートな情報収集を行う。
選定理由	本サービスにおいて、新聞・雑誌・白書等記事検索機能、東京商リサーチ（企業情報、財務情報）、帝国データバンク等企業データベース機能の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが数者存在するが、全ての条件を満たすものが 1 者に特定されるものである。 以上のことから、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日経メディアマーケティング株式会社 住 所 千代田区大手町 1-3-7
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	212,968 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部広報広聴課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

257

特命随意契約理由書

件 名	日経テレコン21使用料
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	新聞や雑誌をはじめとした500以上の情報源、140万社超の企業情報などのデータベース検索が可能なwebサービスを利用し、スムーズな情報収集を行う。
選 定 理 由	本サービスにおいて、新聞・雑誌・白書等記事検索機能、東京商工リサーチ（企業情報、財務情報）、帝国データバンク等企業データベース機能の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが数者存在するが、全ての条件を満たすものが1者に特定されるものである。 以上のことから、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日経メディアマーケティング株式会社 住 所 東京都千代田区大手町1-3-7
※ 契約年月日	令和3年4月 / 日
※ 契約金額	361,680 円（消費税を含む） <small>※ 単位 契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	政策経営部契約課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

444

件 名	日比谷図書文化館の保存・公開環境に関する基礎（施設基本仕様・設備等）調査等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	令和2年度の環境調査に加え、構造、設備の調査を行うとともに、それらの結果に基づき、令和4年度に行う環境改善のための具体的な対策案の提案を行う。
選 定 理 由	<p>本業務は、令和2年11月18日に指名競争入札により契約を行った契約番号749号に関連する業務である。現に履行中の者に履行させることにより、履行期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利として認められる。</p> <p>令和2年度の業務では、日比谷図書文化館の博物館業務における展示および収蔵等施設の温湿度・光・空気環境等の現状および課題整理を行った。令和3年度は、前年度の調査成果に基づいて、その課題の原因となっている施設の構造調査に加え、課題解決のために必要な改修工事等具体的な計画を提案するものである。</p> <p>令和2年度の業務が良好であることから、業務の連續性も踏まえて、令和3年度も下記業者に引き続き依頼するものである。</p>
契約の相手方	名 称 株式会社 丹青社 住 所 港区港南1-2-70 品川シーズンテラス19階
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	9,900,000円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
担 当 課	文化振興課文化財係
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。※R2 1,980,000円（指名入札）

244

特命随意契約理由書

件 名	日曜青年教室 プログラム企画・運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	知的障害がある青年や成人を対象に、その適正能力に合わせ、生涯学習としてより幅広い分野についてのプログラムを開催して、社会的適応力を伸ばすことにより、充実した生活を送れるように援助する。
選定理由	<p>本事業の会場は、受講生の安全性・利便性を優先考慮し、永年にわたり九段生涯学習館を主として活動している。下記業者は、当該施設の指定管理者であり、現在、施設の管理業務契約を履行中の者に履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等有利と認められる。また、本業務は、本体業務と密接に関連する付帯的な業務であり、区との連携が図りやすく、効率的効果的に運営することができる。</p> <p>さらに、下記業者は、区指定事業である生涯学習分野の講座、講習会や障害者の文化事業も行っており、その講座企画力は本事業にも有効である。なお、令和2年度の業務成績は良好である。</p> <p>以上の理由により、引き続き契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 株式会社 小学館集英社プロダクション 住 所 千代田区神田神保町 2-30
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 / 日
※ 契約金額	5,364,150 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	地域振興部生涯学習・スポーツ課 管理係
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

227

件 名	飯田橋車庫車庫棟排水処理設備保守点検業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	飯田橋車庫車庫棟排水処理槽において、1ヶ月に2回、技術者による機械、電気設備等の処理能力管理を実施する。 また、水質管理、薬剤等の補給業務を実施する。
選定理由	下記業者は、飯田橋車庫車庫棟給排水処理設備を製造、設置した業者であり、専門的な知識と経験（MLSS濃度を高く維持するには、排水の流入状況・水温の変動・汚泥発生状況等を観察し、攪拌空気量や循環汚泥を適切に調整する専門的な技術が必要である）を有し、機器の構造にも熟知しているため、適切な維持管理が可能である。また、機器、設備等の維持管理（運転、保守、監視、運用支援等を含む）は、既設の機器、設備等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
	<p>※ MLSS (Mixed liquor suspended solid) 活性汚泥法における曝気槽内の活性汚泥量をmg／リットルで表し、活性汚泥浮遊物質と言う。曝気槽の浄化能力を維持するために、量を適正に保つ必要があるので、通常、3000～6000mg／リットルで管理されている。</p>
契約の相手方	名 称 株式会社日本プラント建設 住 所 江東区高橋13-15
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	2,640,000円（消費税を含む）
契約期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所（飯田橋車庫）
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

577

件 名	番町小学校給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	番町小学校の給食にかかる調理および配送、配膳等業務を委託する
選定理由	<p>1. プロポーザル年度 平成29年度（平成30年度開始）</p> <p>2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号</p> <p>3. 繼続年数 3年</p> <p>4. 評価 良好的な業務成績のため</p> <p>5. 更新 令和2年9月10日「指名業者選定委員会」承認</p> <p>継続4年目であるが、業者業務成績は良好なため、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>所在地 東京都千代田区神田錦町3-20</p> <p>会社名 一富士フードサービス株式会社 関東支社</p>
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	28,659,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担当課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

517

件 名	非常災害警戒勤務者の宿泊
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	年間を通じて、警戒勤務にふさわしい場所を確保する。
選定理由	<p>本施設は、警戒勤務者が常時待機し、災害発生時には災害対策・危機管理課へ直ちに参集しなければならないため、区本庁舎から徒歩圏内5分以内のものとしている。その要件を満たしさらに、施設内容として、以下の条件を満たしている唯一の施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①耐震性に優れている施設で室内環境が整っている。 ②朝食付きである。 ③消防法に基づき施設に指摘・改善命令等がない。 ④インターネット、WI-FIが無料で使用可能である。 <p>以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 京王プレッソイン 京王プレッソイン東京九段下</p> <p>住 所 東京都千代田区九段北1-7-1</p>
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	2,001,159 円 <small>(消費税を含む) ※契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	政策経営部災害対策・危機管理課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	非常通報装置（学校 110 番）保守点検業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	教育施設、児童福祉施設の安全管理のため非常通報装置を設置しているが、非常時に正常に作動するよう保守点検を行う。
選定理由	<p>本件業務の履行にあたっては、下記の条件を満たす必要がある。</p> <p>1. 非常ボタンを押すと警視庁通信司令室に自動的に通報され、警察官が駆けつけること。</p> <p>2. 非常通報装置の中央監視センターを自社内に設置し、24 時間 365 日回線状態の監視・システムチェック等のシステム運用を行うこと。</p> <p>契約の目的を達成するためには、複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、都内で全ての条件を満たす者が下記業者に特定される。</p> <p>以上のことから、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人 東京都セキュリティ促進協力会 住 所 豊島区東池袋 1-3 2-6 河合ビル 3 階
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1, 029, 600 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

436

件 名	富士見出張所・区民館機械警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	富士見出張所・区民館における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選 定 理 由	本出張所・区民館は、平成13年5月から下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和2年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 富士保安警備 住 所 墨田区両国2-16-5 あつまビル内
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 / 日
※ 契約金額	528,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	地域振興部 富士見出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

296

件 名	富士見小学校放課後子どもプラン「放課後子ども教室（遊び）」業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	富士見小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な遊びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選定理由	富士見小学校には、公設民営の富士見わんぱくひろば学童クラブが併設され、その運営を下記事業者が行っている。 放課後子ども教室事業と学童クラブは対象者が異なるものの、同じ放課後児童対策事業である。当該業務は、学童クラブの本体業務と密接に関連する付帯的な業務であり、学童クラブの事業者に履行されることにより、一元的な管理の下で児童の居場所が確保でき、経費の節減ができるなど有利と認められる。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 ポピングズ 住 所 東京都渋谷区広尾5-6-6 広尾プラザ5階
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	10,944,450 円 (消費税を含む) <small>※ 総合算定契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和3年4月1日 から 令和4年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

153

件 名	風力・太陽光発電設備定期点検保守業務（第 805 号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	外濠公園総合グラウンド内に設置されている、風力・太陽光発電設備を良好に維持するために点検を行う。
選定理由	<p>1. 設置 平成 21 年度</p> <p>2. 本設備は、下記業者 2 社が製造・設置したものである。</p> <p>① 風力・太陽光発電設備 2kw・・・エネルギー・プロダクト株</p> <p>② 風力・太陽光発電設備 200w・・・シグナス（現株 WIND-SMILE）</p> <p>3. 設備の維持管理業務については、製造・設置業者以外では責任区分が不明確になり、故障発生時の原因究明、故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。</p> <p>4. 株 WIND-SMILE が、事業撤退により保守を継続することが出来なくなった。2kw 機の製造メーカーの下記業者は、設備内容が同様の 200w 機の保守も可能であることから、同一契約として経費の削減を図ることが可能である。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	社 名：エネルギー・プロダクト株式会社 住 所：千代田区飯田橋 1 丁目 3-2 曙杉館 8F
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,344,200 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 4 年 3 月 31 日
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

特命随意契約理由書

186

件 名	文書管理システム運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	全庁 LANに接続する全端末から文書管理システムが正常に利用できるように運用保守を行う。
選定理由	1. プロポーザル年度 平成 18 年度（平成 19 年度開始） （平成 18 年 7 月 7 日付、18 千政業発第 58 号） 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 4 号 3. 繼続 14 年 4. 評価 良好のため 5. 再延長 平成 28 年 12 月 15 日「指名業者選定委員会」承認 6. 更新 2 回目、通算 15 年目であり、評価も良好なため継続により下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 NTTデータ・アイ 住 所 新宿区揚場町 1-18
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	5,643,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
担 当 課	I T 推進課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。